○外務省告示第四百二号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び平成二十九年外務省告示第三百五十八号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、第千九百八十八号、第千九百八十九号及び第二千二百五十三号に基づき設立された各理事会委員会が平成二十九年十一月二十日に行った決定等に基づき、同理事会決議第千二百六十七号4（b）、第千三百三十三号8（c）、第千三百九十号2（a）、第千九百八十八号1（a）、第千九百八十九号1（a）、第二千二百五十三号2（a）及び第二千二百五十五号1（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月八日

外務大臣　河野　太郎

次の表により、改正前欄及び改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定全体を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（別表） 1．～339．　［略］ 340．ラシュカル・イ・ジャングヴィ（ＬＪ） LASHKAR I JHANGVI (LJ) 別称：不明 旧称：不明 所在地：不明 国連制裁委員会による指定日：2003年２月３日（2011年12月13日及び2017年11月20日に改訂） その他の情報：主にパキスタンのパンジャブ州及びカラチ市に拠点を置く。2010年に活動が禁止されたが、パキスタンにおいて活動的である。安全保障理事会決議第2161号（2014年）に基づく見直しは2016年12月23日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/notice/search/une/5282017 341．～759．　［略］	（別表） 1．～339．　［同左］ 340．ラシュカル・イ・ジャングヴィ（ＬＪ） LASHKAR I JHANGVI (LJ) 別称：不明 旧称：不明 所在地：不明 国連制裁委員会による指定日：2003年２月３日（2011年12月13日に改訂） その他の情報：主にパキスタンのパンジャブ州及びカラチ市に拠点を置く。2010年に活動が禁止されたが、パキスタンにおいて活動的である。安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年６月21日に終了した。 341．～759．　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○厚生労働省告示第三百五十四号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第五条第三項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法（平成二十六年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月八日

厚生労働大臣　加藤　勝信

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一	別表第一
（略）　（略） 平成二十九年度（同年度の四月から六月までの期間に限る。）　年十四・九三パーセント 平成二十九年度（同年度の七月から九月までの期間に限る。）　年十二・四二パーセント	（略）　（略） 平成二十九年度（同年度の四月から六月までの期間に限る。）　年十四・九三パーセント